

霧島市 市県民税簡易申告書(令和6年度課税用)

氏名		生年月日	(T・S・H・R) 年 月 日
住所	霧島市		

下記のとおり申告します。

なお、給与収入が98万円、事業などの所得が43万円を超える場合、この申告書は無効となり、返送されることに同意します。

令和 年 月 日

署名 _____ 電話番号 _____
(必ずご記入ください)

令和6年1月1日現在の住所 (現住所と異なる場合に記入)										
昨年一年間の収入の状況について、当てはまるものに○をし、記入してください。										
<input type="checkbox"/> 収入はありませんでした。										
<input type="checkbox"/> 障害年金、遺族年金、恩給、失業給付等の非課税の収入がありました。										
<input type="checkbox"/> パート、アルバイトの給与収入がありました。										
勤務先等名		年間総支給額								
		円								
※総支給額が98万円を超える場合、この申告書は使用できません。										
<input type="checkbox"/> 事業収入・不動産収入・その他の収入がありました。										
(営業 ・ 農業 ・ 不動産 ・ その他)										
<table border="1" style="margin: auto;"> <tr><th style="padding: 5px;">収入金額</th></tr> <tr><td style="text-align: right; padding: 5px;">円</td></tr> </table>	収入金額	円	-	<table border="1" style="margin: auto;"> <tr><th style="padding: 5px;">必要経費額</th></tr> <tr><td style="text-align: right; padding: 5px;">円</td></tr> </table>	必要経費額	円	=	<table border="1" style="margin: auto;"> <tr><th style="padding: 5px;">所得</th></tr> <tr><td style="text-align: right; padding: 5px;">円</td></tr> </table>	所得	円
収入金額										
円										
必要経費額										
円										
所得										
円										
※所得が43万円を超える場合、この申告書は使用できません。										

裏面の注意事項を必ずご覧ください。

以下処理欄につき記入不要

受付印

税務LAN	Acrocity

宛名番号
0

<注意事項>

この申告書は、霧島市税条例第36条の2第2項の規定に基づく簡易申告書です。
昨年の所得が43万円（基礎控除額）以下の方等が使用できます。

（使用できる方の例）

- ・ 給与収入のみで98万円以下の方（年末調整をされた方は提出の必要はありません）
 - ・ 事業所得、不動産所得等が43万円以下で、他の収入がない方
 - ・ 無収入の方
 - ・ 障害年金、遺族年金、恩給、失業給付等の非課税収入のみの方
- ※障害年金等以外に給与収入等がある場合も、上記の額の範囲内であれば使用できます。

※基礎控除以外の控除（社会保険料控除、生命保険料控除、医療費控除、その他の控除）を受けたい場合は、この申告書は使えません。確定申告または市県民税申告が必要です。

◎記入上の注意

署名欄は必ず手書きしてください。

◎申告書の提出方法

・窓口

本庁舎：税務課市民税グループ 各総合支所：地域振興課税務グループ

・郵送

〒899-4394 霧島市国分中央三丁目45番1号
霧島市役所 税務課 市民税グループ宛

・ファックス 0995-64-0931 （送付状等は不要です）

・メール shinkoku@city-kirishima.jp

<メール提出時の注意事項>

- 本文に住所・氏名・電話番号を記入して送付してください。
- 印刷した申告書に署名し、用紙全体が入るように撮影した画像を添付してください。
- 添付する画像は、記載内容が鮮明に見えるようにしてください。
- 記載内容が判別できない場合は、申告が無効になることがありますので、ご注意ください。

◎提出期限

令和6年3月15日までに提出してください。